

第百三十六回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第 九 号

平成八年六月十一日(火曜日)

午後五時五十二分開議

出席委員

委員長 平林 鴻三君

理事 虎島 和夫君

理事 持永 和見君

理事 富田 茂之君

理事 島山健治郎君

理事 石橋 一弥君

理事 栗原 裕康君

理事 中馬 弘毅君

理事 村田敬次郎君

理事 貝沼 次郎君

理事 梅床 伸二君

理事 宮本 一三君

理事 米田 建三君

理事 山口 鶴男君

理事 穀田 恵二君

出席國務大臣

自治大臣 倉田 寛之君

出席府政委員

警察庁交通局長 田中 節夫君

自治政務次官 山本 有二君

自治大臣官房長 二橋 正弘君

自治省行政局公 鈴木 正明君

務員部長 秋本 敏文君

消防庁長官 清水 潔君

委員外の出席者

文部省教育助成 小島比登志君

局地方課長 伊藤 英昌君

厚生省保険局國 園緑地課長 黒沢 有君

民健康保険課長 伊藤 英昌君

建設省都市局公 園緑地課長 黒沢 有君

地方行政委員会 調査室長 黒沢 有君

委員の異動

五月二十四日

辞任 吉田 公一君

補欠選任 宮本 一三君

同日 穀田 恵二君

補欠選任 吉井 英勝君

同日 宮本 一三君

補欠選任 吉田 公一君

同日 吉井 英勝君

補欠選任 穀田 恵二君

同日 宮本 一三君

補欠選任 梅床 伸二君

同日 吉田 公一君

同日 宮本 一三君

補欠選任 永井 英慈君

同日 吉田 公一君

同日 宮本 一三君

補欠選任 梅床 伸二君

同日 吉田 公一君

同日 宮本 一三君

補欠選任 永井 英慈君

同日 吉田 公一君

同日 宮本 一三君

補欠選任 梅床 伸二君

同日 吉田 公一君

同日 宮本 一三君

補欠選任 永井 英慈君

同日 吉田 公一君

同日 宮本 一三君

補欠選任 梅床 伸二君

同日 吉田 公一君

同日 宮本 一三君

補欠選任 永井 英慈君

同日 吉田 公一君

同日 宮本 一三君

補欠選任 梅床 伸二君

同日 吉田 公一君

同日 宮本 一三君

補欠選任 永井 英慈君

同日 吉田 公一君

繰り上げ償還に関する陳情書(富山市新桜町七の三八富山市議会内五本幸正)(第二六五号)

国庫補助負担金等に係る超過負担の解消に関する陳情書(徳島市幸町二の五徳島市議会内喜多安思)(第二六六号)

特別地方消費税の存続に関する陳情書(名古屋市中区三の九二の三の二杉浦正行)(第二六七号)

地方議員の年金廃止等に関する陳情書(千葉県八千代市八千代台北四の一三の一八岩井為久)(第二六八号)

中核市指定の促進に関する陳情書(愛知県蒲郡市旭町一七の一蒲郡市議会内竹内政任)(第二六九号)

同月十日

銃器犯罪の根絶に関する陳情書(東京都新宿区西新宿二の八の一東京都議会内熊本哲之)(第三五四号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第八三三)(参議院送付)

改正する法律案(内閣提出第八三三)(参議院送付)

地方税法の一部を改正する法律案(上田清司君外五名提出、衆法第八八号)

五月二十八日

地方消費税の中止に関する請願(穀田恵二君紹介)(第二五八四号)

は本委員会に付託された。

六月四日

自治体病院財政安定のための抜本的対策の早期実現に関する陳情書(徳島市幸町二の五徳島市議会内喜多安思)(第二六四号)

政府資金による高金利の地方債の借りかえ及び

〔本号末尾に掲載〕

○倉田國務大臣 ただいま議題となりました消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案の提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

この法律案は、消防団員等公務災害補償等共済基金を、消防団員等公務災害補償等共済制度の公正かつ確実な実施を確保しつつ、民間法人化し、その経営の活性化及び効率化に資するため、役員

の選任、財務等についての政府の関与を縮小する等の所要の改正を行うものであります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、消防団員等公務災害補償等共済基金に関する事項についてであります。

まず、役員選任について、自治大臣による任命制を廃止し、基金における選任に対し自治大臣が認可すること、財産目録及び事業状況報告書等に係る自治大臣の承認に関する制度を廃止し、自治大臣への提出のみとすること等、国の関与の縮小を図ることとしております。

また、基金の目的及び業務について所要の規定の整備を行うこととしております。

第二に、指定法人制度の導入に関する事項であります。

基金のほか、自治大臣の指定する者は、消防団員等公務災害補償責任共済事業及び消防団員退職報償金支給責任共済事業並びに消防団員等福祉事業の業務を行うことができるものと、その指定の手続、要件等を定めることとしております。

第三に、消防団員等公務災害補償等責任共済に

関係する法律案

改正する法律案

改正する法律案

改正する法律案

改正する法律案

改正する法律案

改正する法律案

改正する法律案

改正する法律案

改正する法律案

改正する法律案

改正する法律案

改正する法律案

改正する法律案

改正する法律案

改正する法律案

改正する法律案

改正する法律案

改正する法律案

改正する法律案

改正する法律案

改正する法律案

改正する法律案

改正する法律案

改正する法律案

改正する法律案

改正する法律案

改正する法律案

ついで、消防団員等公務災害補償等責任共済契約の締結、市町村等に対する経費の支払い等に関し所要の規定の整備を行うとともに、消防団員等福祉事業の内容に、消防団員等の公務上の災害を防止するために必要な事業を加えることとしたしております。

そのほか、この法律の題名を消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律に改めるとともに、罰則その他について所要の規定の整備を図ることとしたしております。

なお、この法律は、一部の経過措置を除き、平成九年四月一日から施行することとしたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○平林委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○平林委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。武山百合子君。

○武山委員 こんばんは。私が武山百合子でございます。新進党を代表いたしまして質問させていただきます。

先ほど提案理由説明がありました消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案について質問させていただきます。

まず初めに、消防基金の現状をお伺いしたいと思います。消防基金の加盟状況、年間の掛金額及び消防団員等公務災害補償及び消防団員退職報償金の支給総額についてお聞かせください。

○秋本府委員 市町村は、消防基金との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約などを締結するものとされているわけですが、平成六年度における契約の状況を申し上げますが、平成六年度における契約の状況を申し上げますが、平成六年度にはほぼ全部の市町村が契約を結んでおり

ます。

また、市町村等の掛金の総額と支払いの総額でございますけれども、平成六年度で申し上げますと、公務災害補償につきましては、掛金の総額は二十一億四千七百万円余、損害補償費、福祉事業費の消防基金からの支払いの総額は二十一億三千百万円余、また、退職報償金につきましては、掛金の総額は百五十一億百万円余、支払いの総額は百五十一億二千百万円余となっております。

○武山委員 ありがとうございます。

それでは、次に移らせていただきます。

今回の改正案によりまして、消防団員等公務災害補償等共済基金を民間法人化し、指定法人制度を導入するとされておりますが、そのねらいはどこにあるのでしょうかというところが一つです。何ゆえに民間法人化が必要であったのか、お聞かせください。

また、指定法人制度でなく他の方法がなかったのか。例えば、同種の目的を業とする銀行や損害保険会社等に委譲するなどの考えはなかったのか、あわせてお聞きしたいと思います。

○秋本府委員 今回の改正案におきましては、行政改革の一環として特殊法人の見直しを行うこととされましたことに対応して、自治省所管の特殊法人について、その法人のあり方あるいは事業について真剣な検討を重ねてまいりました結果、消防基金につきまして民間法人化を図るということにいたしましたのでございます。

今回の改正によって導入されます指定法人制度は、消防基金以外の自治大臣が指定する法人も消防団員等の公務災害補償等の共済事業を実施することができるようになるというものでございまして、これまで消防基金が独占的に行うこととされておりましたこの公務災害補償等の共済事業につきまして指定法人が参入できる、そういう道が開かれるということになってまいります。

したがって、市町村等は、消防基金または指定法人のいずれかと任意に契約を締結できるということになってまいります。これによりまして、

て、消防基金及び指定法人の経営努力が促されまして、経営の活性化、効率化が促進されるものと考えております。

また、先ほど来お答えをいたしましたように、市町村との契約によりまして、市町村からの掛金によってこの事業を賄っておるという非常に公共的、公益上の性格の強いものでございまして、そういうことを勘案しながら、今申しましたような改正にしているわけでございます。

○武山委員 どうもありがとうございます。

それでは、次に移らせていただきます。

改正の目的は、民間法人化し、経営の活性化及び効率化を図るとしております。確かに、改正は民間法人化に向けた内容に変更されております。しかし、基金は別として、既存の民法三十四条に基づいて設立された法人が指定を受けようとしても、法人の目的、事業体制、資金等の問題から、その指定条件に照らし指定法人として許可されない可能性が大きいのではないかと思います。これは実際上、民間化とはほど遠いものになってしまっているのではないかと懸念しますが、指定法人とはどのような法人を想定されているのか、ひとつお聞きしたいと思います。

また、当面のくらの数の既存の法人あるいは新規の法人が指定申請してくると予測しているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○秋本府委員 今回の改正は、ただいま申し上げましたように、消防基金以外の自治大臣が指定する法人にも消防団員等の公務災害補償等の共済事業を行うことができるようにということにしておりますが、事業の性格を踏まえまして、この指定法人の指定につきましては幾つかの要件を定めております。

まず、共済事業を的確に実施するに足る財産的基礎を有するものであること、また、業務の実施方法が適切でありまして、その共済事業の業務が全国に及ぶこと、また、民法三十四条の公益法人であることなどを要件といたしております。現在のところ、具体的に特定の法人を想定して

いるものでもございませんし、また、現時点でどの程度の申請があるかについての具体的な見通しを持ってはいるものではございません。

○武山委員 私は、一般の公益法人に関して問題になっているように、この法律を満たすように設立された法人は、消防庁主導でつくられたいわゆる官製の公益法人に近いものしか認められず、決して行政改革ないし規制緩和の成果とは言えないのではないかと懸念しております。さらに、天下りや補助金の循環という旧態依然とした形がそこに生まれるのではないかと心配しております。そのような形にならないように、しっかり監督していただきたいと思います。

次に、消防行政一般について何点か質問いたします。

まず、消防団一般について、阪神・淡路大震災での消防団員の活躍は記憶に新しいところで、地域防災を担う消防団の役割は極めて重要ですが、近年、団員のサラリーマン化等で団員の確保が難しくなっております。消防団の現状がどのようなものになっているのか、また、消防庁として消防団の充実強化をどう図っているのか、お聞きしたいと思います。

○倉田国務大臣 消防団は、武山委員がただいま御指摘になられましたように、地域社会におきまする消防防災の中核といたしまして、火災等の災害時はもとより、地域に密着したきめ細かい予防活動であるとか啓蒙活動であるとか、いろいろな分野で活躍しておるところでございます。その重要性につきましては、今回の阪神・淡路大震災におきましても改めて認識をされたところでございます。

平成七年度現在、全国で三千六百三十七の消防団がございまして、消防団員数につきましては、平成元年度に百万二千三百七十一人でございましたが、年々減少いたしまして、平成七年度には九十七万五千五百二十二人となっております。

消防団の課題につきましては、都市化によりまして住民の連帯意識の希薄化の傾向であるとか、過

疎地域における若年層の減少であるとか、さらには、国民の就業形態の変化など近年の社会経済情勢の変化の影響を受けて、団員数の減少、団員の高齢化、あるいはサラリーマン化等の問題が御指摘のように生じていることは現実でございます。

このような問題に対処してまいりますために、また、消防団の充実強化を図るために、一つには、消防団の施設、装備等の充実という問題がございます。一つには、消防団の処遇の改善という問題がございます。一つには、青年層、女性層に對します消防団への参加の呼びかけなどに努めていくという問題もございます。

こういった問題につきまして、今後とも、消防団の重要性に力点を置いて、その充実強化にさらに努めてまいり所存でございますので、御理解を賜りたいと存ずる次第でございます。

○武山委員 ありがとうございます。

それでは、女性の立場から、女性消防団員の現状がどうなっているのか、お聞きしたいと思えます。

また、一般の消防団員を含めて、処遇の改善はどうなっているのか、お聞きしたいと思えます。

○秋本政府委員 女性消防団員についてでございますが、社会の各分野で女性の進出が進んでいるわけですが、消防団におきましても、特に近年の増加傾向は著しくなっております。平成七年四月一日現在で申し上げますと、女性消防団員は全国で五千九百人余でございます。これは、五年前の約三倍の数字でございます。

最近のように、消防団員のサラリーマン化が進んで、日中は男性が不在であるというようなことになってまいりますと、女性消防団員の果たす役割も大きくなっていくこともございます。また、あるいは防火についてそれぞれの家庭を訪問して御指導を申し上げるとか、そういったようなことにつきましては、女性消防団員の活躍が期待されるという面もございします。

消防庁といたしましては、今後さらに女性消防

団員がその能力を発揮することができましように、環境の整備を図り、その加入促進に努めてまいりたいと考えております。

それから、消防団員の処遇改善でございますが、消防団員の処遇につきましては、地方交付税における団員報酬あるいは出勤手当等の算入額の引き上げ、公務災害補償の補償基礎額や退職報償金の基準の引き上げを行うなど、逐年その改善に努めております。また、今年度から、公務災害により介護が必要となる状況となりました方に對して新たに介護補償を支給するというような制度の拡充も行ったところでございます。

消防庁といたしましては、消防団員の労苦に報いますとともに、団員の確保を図って、そして我が国の消防体制を強固にするためにも、消防団員の処遇の改善につきましては今後とも努力してまいりたいと考えております。

○武山委員 ありがとうございます。

今のお話の中で、もうちょっと突っ込んでお聞きしたいのですが、女性の消防団員の仕事の内容を、男性と同じようなことをしているのでしょうか、説明していただけますでしょうか。

○秋本政府委員 女性消防団員の仕事の具体的な中身でございますが、大変大きな分け方で二つに分けて申し上げますと、例えば離島とか過疎地域とか、男性が常時不在であるといったような地域での女性消防団員は、男性と同様にポンプを使って消火作業なども行っている。あるいはまた都市部などで、先ほど申し上げましたようなサラリーマン化が進んでくる中で最近ふえてきているような地域での女性消防団員の場合は、先ほど申し上げましたような防火についての指導でありますとか、あるいは消防活動についてのPRでありますとか、そういったところのウエートがかなり高いといったような傾向が見られるのではないかと思いますけれども、その地域の状況、そしてまた女性の特性、それぞれ発揮するようにしてきているというように思えます。

○武山委員 どうもありがとうございます。

それでは、消防体制の広域化や組織化について質問をしたいと思います。

消防は市町村がその責任を担っておりますが、災害の多様化、広域化のため、消防体制の見直しが必要となってきております。大規模災害等に十分対応できるような消防体制の広域化や組織化がどの程度進んでいるのか、それらについてどのように取り組んでいるのか、その辺を詳しくお聞きしたいと思います。

○秋本政府委員 災害に備えまして、それぞれの地域で行政と住民とが一体となって地域の防災体制を強固にしておくことが重要であることはもちろんでございますけれども、同時にまた、大規模な災害が発生した場合には、地域を超えた応援が必要になってまいります。

阪神・淡路大震災においてもそのようなことがあったわけでございますけれども、その教訓を踏まえたうえで、国内で発生した地震等の大規模災害の発生時には、全国の消防機関が相互に応援することによって人命救助等をより効果的に行うことができましように、昨年、緊急消防援助隊を編成いたしました。そうして、必要なときには全国から集中的に応援出動ができる、そういう体制を整えたわけでございます。

この緊急消防援助隊は、交代要員を含めまして全国で約一万七千人規模というふうなものでございます。その編成につきましては、救助、救急、消火といったような活動を行います部隊のほか、特に阪神の経験を踏まえまして、指揮支援部隊あるいは後方支援部隊というふうなものを編成に加えております。

また、緊急消防援助隊の効果的な運用を図りますために、災害の発生区域に近じた緊急消防援助隊の出動計画の策定や、あるいは関係機関との協力体制の確立に努めておりまして、昨年十一月末の全国合同訓練を初めとして各種の訓練を推進しているところでございまして、今後とも、その災害応急能力の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

○武山委員 ありがとうございます。

それでは、もうちょっと突っ込んでお聞きしたいのですが、去年の阪神の大震災の後、今御説明いただきましたような広域化、組織化が行われたということですが、それ以前と変わりました大きなポイントというのはどこでしょうか。

○秋本政府委員 阪神・淡路大震災以前におきましても、消防の広域的な応援についての制度はあったわけでございます。それに基づきまして、阪神の際も、全国の消防本部の約半数からの部隊が応援に駆けつけるところがございました。ただ、被害の状況をもっと早く把握することができなかったのかとか、あるいは、応援に駆けつけた部隊がもっと的確に行動するために、情報とかあるいは後方支援の機能とか、そういったことをもっと充実させておいた方がよかったのではないかと、そういうのもろもろの教訓がございました。

それらを踏まえまして、先ほど申しましたように、全国的な組織として緊急消防援助隊というものを編成したわけでございまして、特にその編成の中身につきましては、今申しましたような教訓を踏まえたものにいたしているわけでございます。

同時にまた、昨年の秋の消防組織法の改正におきまして、有事の際の応援出動につきまして、原則的には、それぞれの被災地の知事から消防庁長官に對して応援を求めるという要請があつて、それを受けて消防庁長官の方から各県に對して応援出動を求める、こういう仕組みがあるわけですが、明らかに応援出動が必要なんだけれども応援要請をすることもできないという、そういうような状態のときには、応援要請を待つまでもなく、消防庁の方から各県に對して応援に行つてほしいということとを要請することができるといふような仕組みにいたしました。

そういうようなことを、阪神の経験を踏まえ

してやってきているところがございます。

○武山委員 どうもありがとうございます。ぜひ絵にかいたもちに終わらないように、即臨戦態勢というか、そういう方向で動いていただきたいと思っています。

○秋本政府委員 消防防災ヘリコプターについてお聞きいたします。

本年一月の岡山県倉敷市、そして笠岡市小飛島で発生した山火事、さらには二月の広島県三原市で発生したような山火事のように、災害も広域化しております。この中でも、広島県三原市のケースでは、神戸市消防局のヘリ二機が出動し、海水と消火剤を散布して消火に当たったことは記憶に新しいところです。

このように、機動的かつ広域的活動能力のある消防防災ヘリコプターは、今や広域火災や大規模災害には欠かせないものになっております。この消防防災ヘリコプターの配備状況と今後の配備計画をお聞かせください。

○秋本政府委員 消防防災ヘリコプターは、さきの阪神・淡路大震災におきましても、負傷者の搬送あるいは必要物資の輸送などの業務を行っていました。その機動的かつ広域的な活動能力が改めて認識をされたわけでございまして、各地方公共団体においてもその導入が積極的に進められております。

このため、消防庁におきましても、平成七年度には二度にわたる増額の補正予算措置の中で、当初予算は五機でございましたが、一次補正で三機、二次補正で四機、合計十二機の予算措置を講じまして、これを含めると全国に五十機が配置されるという状況にまでなっております。また、平成八年度予算におきましても九機分の補助金の確保をしております。今後はとも全国の都道府県における消防防災ヘリコプターの配置を積極的に進めてまいりたいと思っております。

このようにして増強をいたします消防ヘリコプターをより効果的に活用するためには、いろいろ

工夫をしなければならぬと思っておりますが、

先般、都道府県及び政令指定都市などによりまして、全国航空消防防災協議会が設立をされております。消防庁におきましても、この協議会と連携をして、大規模災害時におけるヘリコプターの運用マニュアルを策定するとか、あるいは訓練などにつきましてもさらに協力をしていくとかというようなことで、ヘリコプターによる消防防災体制の強化をさらに進めてまいりたいと思っております。

また、従来から、離島等を抱える地域を中心にしましてヘリコプターを利用した傷病者の救急搬送が実施をされておりますけれども、救命効果の一層の向上を図りますために、救急自動車による救急体制と一体となった消防防災ヘリコプターによる救急システムをさらに整備をする必要があるだろうと考えております。消防庁におきましては、ヘリコプターによる救急システム検討委員会というものを設置をしまして、必要な基準の策定など実施体制の整備を進めていきたいと思います。

また、林野火災につきましまして具体的に御指摘ございましたが、これは特に林野火災が多々ございます。今も御指摘ございましたように、林野火災があまりましたときには、ほとんど必ずと言っていいほど近隣の地域のヘリコプターが応援に駆けつけております。これらにつきましても、より有効な活用がされますように、さらに私どもも努力してまいりたいと思っております。

○武山委員 ありがとうございます。それでは、御説明された配備ヘリコプターは消防機能をきちんと有しているのでしょうか。それから、都道府県にまたがる広域組織ないし協力体制はきちんと図られているのでしょうか。その辺をお聞かせください。

○秋本政府委員 ヘリコプターの機能につきましても、ただいま申し上げましたように阪神のときにも、そしてまた最近の各所の火災等におきましても、それぞれ機能を発揮するように整備を整

え、また訓練等も行っているところでございます。

が、なお有効な活用を図っていくために、先ほど申し上げましたように全国の協議会組織を設けましたり、私どももいろいろな方の御意見を伺いながら検討したりして、さらに有効な活用を図るよう努力をしてみたいと思っております。

○武山委員 ありがとうございます。ぜひ有効に使っていただきたいと思っております。

○秋本政府委員 救急業務の実施に当たりまして、エイズとかB型肝炎など各種感染症からの適切な防止対策を確立しますことは、救急隊員にとつてのみならず、傷病者の安全を確保する上からも極めて重要な課題であると思っております。

このため、消防庁におきましては、従来から、消防機関に対し、救急自動車及び積載資機材の消毒の実施などについて指導をいたしますとともに、昭和六十一年十月以降、数回にわたりました、エイズ、B型肝炎等に対する感染防止対策を示し、感染防止用のビニール手袋の装着などの救急活動上の留意事項の周知徹底、各種感染症に対する基礎知識の普及啓発、B型肝炎ワクチン接種の促進、感染防止に必要な救急用資機材、消毒用資機材の整備の推進などについて指導してまいりました。

また、昭和六十二年からは、B型肝炎に関する抗原抗体検査に要する経費について交付税措置を講じますとともに、昭和六十三年からは、感染防止に必要な有効な消毒用資機材やB型肝炎のワクチン接種に要する経費についても交付税による財政支援措置を講じているところでござい

ます。

今後とも、救急業務の実施における感染防止対策につきましまして、万全の措置を講ずるよう積極的に指導してまいりたいと思っております。

○武山委員 どうもありがとうございます。それでは次に、地方財政についてお聞きしたいと思います。

現実の地方自治体の財政は大変厳しく、地方財政再建の必要を迫られている状況です。そこで、財政に絡めて、国民健康保険をめぐる論議についてお伺いいたします。

国民健康保険制度に關しまして、国民健康保険の財政状況は厳しく、市町村は一般会計から繰り入れて国保の赤字を補てんしています。全国の市町村中、赤字に転じている市町村はどのくらいあるのか、そして、各市町村は実際にどのくらいの金額、割合を赤字補てんしているのか、実態をお示しくください。

○小島説明員 お答えいたします。市町村国保の平成六年度の単年度経常収支は千三百七十億円の赤字となっておりまして、この赤字額は平成五年度に比べまして約五百億円増加しております。

赤字保険者の状況でございますが、平成六年度におきましては、全国三千二百五十一の保険者のうち二千五百五十七保険者、六六・三％が赤字ということになっておりまして、この赤字保険者数も近年増加の傾向にございます。

また、一般会計からの繰入金、赤字補てん等に充てられます法定外の繰入金でございますが、その繰入金の総額は、平成六年度には約二千五百八十五億円となっております。対前年度約一〇％増加している状況でございます。

○武山委員 ありがとうございます。それでは、地域間で保険料負担に大きな格差がありますが、市町村間の格差の実態についてお伺いいたします。

医療保険審議会の中間報告の中で、都道府県単位、広域行政単位での保険料負担の検討が提案さ

れておりますが、この点どうお考えでしょうか。

○小島説明員 地域間での保険料格差でございますが、平成六年度全国平均の一人当たり保険料は六万五千五百九十一円ということでございますが、全国三百二十市町村の最高、最低は相当開きがございまして、最高が十万四千八百四十八円、最低が一万四千八百三十二円ということで、約七・一倍の開きがございます。また、都道府県別では、最高の富山県と最低の沖縄県で約二倍の開きがございます。

保険料の格差にはさまざまな要因があるわけでございますが、医療費の高い地域におきましては一般的に保険料水準も高くなる傾向がございまして、北海道、北陸、中・四国、九州の北部、こういった比較的医療費の高い地域が保険料水準も高くなっているという状況でございます。これらの保険料水準の平準化というのは大きな課題でございます。私どもも努力をいたしております。

保険者の広域化ということも議論になっているわけでございますが、保険料の平準化をするための広域化というのはなかなか難しい面もあるわけでございますけれども、一方で、被保険者三千人未満の小規模保険者が最近大変ふえておりまして、四〇％近くになろうとしております。こうした小規模保険者の運営の安定のためにも、保険者の広域化というのは国民健康保険の重要な課題だと考えておりまして、私どもも、医療保険審議会の審議を踏まえまして、市町村国保の運営の安定化のために努力をしてまいりたいと考えております。

○武山委員 国民健康保険制度の保険負担のあり方を考える一方、診療報酬の支払い基準等、支出面からの見直しも必要ではないかと考えておりますが、抜本的な検討をお願いしたいと思っております。次に、行政改革及び地方分権に関連してお聞きしたいと思っております。

地方自治体の職員採用における国籍条項撤廃についてお聞きいたします。

最近、川崎市を初め幾つかの地方自治体では国

籍条項撤廃を決めておりますが、その内容は、管理職等職種によって任用制限を設けており、問題を指摘する向きがあります。

国際社会の動向を見ますと、アメリカでは、公務員の外国人雇用については原則的に決められておりません。EUでは、原則的に地方公務員にも採用する方向で整備が進んでおります。イギリスでは、例外を除けば国籍規定はないというのが現状です。この問題は、国際的信用問題にもなりかねない問題であります。

六月四日の朝日新聞の報道によれば、公式文書で指導せずとしながら、広報誌で非公式に指導した形になっております。したがって、私は、各地方自治体ごとにまちまち動きをするのではなく、政府が明快な見解を出し、指導する必要があると考えております。これにつき自治省の見解をお聞きしたいと思います。

○鈴木(正)政府委員 外国人の地方公務員への任用についてでございますが、政府は、従来から、内閣法制局見解に示されているとおり、公務員に関する当然の法理をいたしまして、公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍を必要とする、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない、このことは、国家公務員だけでなく地方公務員の場合も同様である、このように解しております。

この考え方を踏まえまして、一般事務職など、将来公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる職につくことが予想される職員の採用試験におきまして、日本国籍を有しない者に受験資格を認めることは適当でない、こういうふうにしております。しかし、例えば保健婦あるいは看護婦など、専門的、技術的な職種については国籍要件は必要ないと考えております。

自治省としては、外国人の地方公務員の任用につきましましては、このような考え方に基いて行われるように地方団体に對しましてお話をしているところでございます。

今お話ございましたが、最近に至りまして、川崎市人事委員会が、公権力の行使等につけないという条件を付して、一般事務職等の採用試験における受験資格から国籍要件を外す決定をしたところでありまして、これは、将来にわたる適切な人事管理という点、あるいは将来における公務員に関する当然の法理に基づいた任用を確保するという点から見て問題があり、適当でないと考えております。

今後とも、こういった考え方に基きまして地方団体に引き続き理解をしていただくとともに、公務員に関する当然の法理に抵触しない職種につきましましては、外国人の採用機会の拡大を図るよう指導してまいり所存でございます。

○武山委員 ありがとうございます。それでは、教職員採用について質問させていただきます。

現在、教職員採用は各都道府県ごとに一括して行われておりますが、各市町村の教育需要や地域の背景に照らし、実態に合わせた採用をする方が教育内容の充実に即するのではないかと私は考えております。教育は地方分権になじまないという意見がありますが、むしろ教育は地域に密着して行うべきだと考えております。教職員の採用を各市町村へ移管する考えはないのか、お伺いしたいと思います。

○清水説明員 お答え申し上げます。

委員御案内のように、市町村立の小中学校の教職員については、その身分は市町村に属しますが、給与は都道府県が負担し、採用、転任などその人事は都道府県の教育委員会が行うという仕組みがとられているわけでございます。これは、教職員の人事交流の円滑化を図り、その適正な配置を行うこと、あるいは義務教育の一定の水準を確保すること、あわせて、給与負担と任命権の行使との調整を図る必要があること等の理由によってこのような仕組みがとられているところでございます。

少しく御説明させていただきましたが、このような仕組みではなくて市町村が採用ということに

なりますれば、例えば市町村におきましては、社会的、文化的あるいは教育的な環境でありましか利便性でありますとか、そういう諸条件がございいます。違いがございいます。そういう意味で、教員志望者が少なく、必要な教員を確保することが困難となることもあるわけでございます。

また、他方では、全体として今、児童生徒数は各年度でいきますと約三十万人の規模で減少しております。そういう中で、地域によってその減少の状況等はばらつきがございまして、各市町村が独自に教員採用を行うことにすれば、学校における教員の年齢構成でございまして、これは教科の構成に偏りが生ずるということも考えられ、それにより一定の水準を維持することが困難となるというふうなこともあるわけでございます。

したがって、私どもとしては、教員の採用、転任等の人事については市町村に行わせるということについては適当ではないというふうに考えております。

○武山委員 その辺は、私は大変異論があるのですけれども、また別の場である私の考えを述べたいと思っております。

それでは、最後になりますけれども、最近、携帯電話使用中の自動車事故の多発が報告されております。警察庁では、これを踏まえて何らかの法的規制をお考えでしょうか。警察庁の見解をお伺いいたします。

○田中(節)政府委員 携帯電話使用中の交通事故の状況でございますが、平成七年中に全国で携帯電話の使用に関連した死亡事故は七件発生しております。また、最近、自動車の運転中に携帯電話を使用している交通事故を起こすケースが多いという報告を都道府県警察から受けております。携帯電話の急速な普及が予想されます。また今後、携帯電話使用中の事故の増加が懸念されますことから、何らかの対策が必要というふうに感じております。

私どももいたしましては、現在、携帯電話使用

にかかわります事故につきまして全国的な調査を行っております。その調査結果等を踏まえまして、どのような対策が講じ得るかということにつきまして真剣に検討してまいる所存でございます。

○武山委員 どうもありがとうございます。これにて私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○平林委員長 穀田恵二君。

○穀田委員 消防基金の民間法人化に当たりまして、国庫補助が廃止になります。消防基金の創設に当たって、事務費に対して国庫補助の規定を設け、そして導入した趣旨は一体何だったのかというところをまず最初にお聞きしたいと思っております。

○秋本政府委員 現行の基金法におきましては「補助することができ」という規定が設けられているわけでございますけれども、この規定は法の制定当初から設けられております。

その趣旨は、条文に書かれておりとおりでございますけれども、当時、初めて全国の市町村の、しかも当時は、穀田委員も御案内のとおり、昭和三十年代の初めでございますので極めて財政の厳しい市町村が多かった、いわゆる財政再建団体が多数あるという状況で、市町村の掛金を原資として消防団員等の公務災害補償についての共済事業を行うということでございますので、国としましては、「消防団員等公務災害補償の確実な実施を図るため必要があるときは」、「基金に対して、その業務に要する経費の一部を補助することができ」ということとして、必要な支援を行うこととしたものでございます。

○穀田委員 ですから、発足当初というのは、そういう意味でいいますと自治体もばらばらで大変だったということから始まっているわけですよ。同時に、そこで私は聞きたいのですけれども、今度の御説明の中に、「国の関与の縮小」という名目で実際には補助金をなくすわけですから、それでは当初の目的というのは達成されたというふうにお考えですか。

○秋本政府委員 消防基金につきましては、その運営状況を見ますと、かつては不足金が毎年生ずるといったように大変厳しい収支の状況にございましたけれども、公務災害補償業務につきましては昭和四十七年度以降、そしてまた退職報酬業務につきましては昭和四十五年度以降、収支は順調に推移いたしております。現在は安定した経営状況にございます。

このような中で、今回民間法人化しようとしておるわけでございますけれども、民間法人化された特殊法人の例に倣いまして、こういう経営状況も踏まえながら、国庫補助の規定につきまして今回削除することとしたところでございます。

○穀田委員 経営状況は安定したと言いますけれども、同時に、大事なのは共済給付の水準、それとまた今お話ししました退職報酬金の水準についていうならば、極めて不十分である向上させるべきものだと私は考えます。昭和三十一年の今の話、一番最初にありました中身でいいますと、市町村が行う補償の内容を向上させるということ、またこれ自身が目的だったわけですね。ですから、経営状況が安定しただけではなくて、その肝心かなめの補償の水準が上がったかどうかというところもしっかり見ておく必要があるのではないかと私は思っているのです。

消防基金というのは、消防白書にもありますように、もともと「契約市町村からの掛金と退職報酬金支払業務に要する経費に対する国庫補助金とによりその業務を運営している」と書いていますように、その二つです。そこで、調べてみますと、消防基金の損益計算書などを見ますと、掛金は明らかに減収傾向にある、そして準備金も割合が落ちていくなどの結果が出ています。御承知のとおり、消防団員は漸減傾向を示しています。この傾向はますます強くなる可能性があると思はれています。そうしますと、将来的にいいいますと、掛金だけでは基金制度そのものが成り立つかいかないのではないか、そういうおそれもありません。

そういう中で、国庫補助金の廃止であって、一年で約六千万円ですから、十年間というならば六億円にもなる額です。私は、市町村の負担増や給付水準の切り下げなどを危惧しているわけですが、そうならないという保証があるのでしょうか。

○秋本政府委員 この消防基金の発足に当たりましては、今も御指摘ございましたけれども、消防団員に対する公務災害補償等につきまして、それだけの市町村の水準がばらばら、こういうことではだめだということをつくった。この趣旨は、この消防基金のその後の経営推移の中で果たしてきとおるというように思っています。

今回、民間法人化に当たりまして、経営的事業運営経費に対する国庫補助は廃止の方向で見直すということにいたしておりますけれども、これによる影響につきましては、事務の合理化や効率化など、消防基金の内部努力によって対応することにしたというように考えております。したがって、今回の民間法人化に伴う市町村等の掛金の引き上げやあるいは給付水準の引き下げは考えておりません。

消防庁といたしましては、今後とも適正な掛金のもとで消防団員等の公務災害補償あるいは消防団員の退職報酬金の支給の確実な実施が図られま

すように努めてまいりたいと考えております。

○穀田委員 水準の後退にはならぬ、こう言うわけなんですけれども、他の基金、例えば農業者年金基金それから石炭鉱業基金には補助金を出しているでしよう。だから、国が責任を持つて、こういう点では当然だと思ふのです。そういうことは言えると思うのです。私は、公務災害を補償する基金についてはやはり国がきちんと責任を持つていうこと、そのことが必要ではないかと思うのです。だから、そこをどうもいふものはぐらかせて、大丈夫ですというふうに言うのだけれども、ほかの基金だつてきちんと補助しているわけだから、そういうことをきちんとするのはどうかと改めて思うのですが、いかがですか。

○秋本政府委員 穀田委員が御承知のとおりでございますけれども、消防団は市町村が条例で定め設置をする、消防団員は当該市町村の特別職の地方公務員である、したがって、消防団員の公務災害補償や退職報酬金の支給につきましても市町村がその条例で定めるとおりに支給しなければならぬ、こういうことになるわけでございます。が、国におきましても、公務災害補償や退職報酬金の支給が円滑に行われますように、消防団員等公務災害補償等共済基金等による共済制度を法律によって定め、そしてその適切な運営を確保する、そしてまた同時に、これに伴います市町村の掛金負担につきましては地方交付税の算定において所要の措置を講ずる、こういうような形で国としての対応をしているわけでございます。

○穀田委員 先ほどの質疑の中でも長官からお話がありましたが、この基金とか補償というのは、公益性、公共性が高いものだ、これを一貫して参議院からも含めて言っておられます。だからこそ国が責任を持つべきものだというのが私の考え方なのです。だから、大体、先ほど述べた二つの基金でも特殊法人だし、公務災害に国は責任を持つから特殊法人として残しているわけであつて、どうも結局のところ、初めに特殊法人の民間化ありき、要するに、行政改革という名前一つ出せという話を私としては見てとれるのです。ちなみに言うておきますと、自治大臣を経験なさつていらっしゃる方本によりますと「自治省はふたつしか特殊法人を持っていなかった」ということで「まずは腕より始めよ」ということで「自治省も血を流さなアカン」ということを決意してやり始めた。とにかくどうもここに出発点があつて、活性化するとかなんとかというのは後からつけ加えたというのを見え見えだというのはお互いわかっているわけですね。みんな笑っているわけですからね、これは。そこが肝心だと私は言うのです。しかも、これは参入の見込みもないわけですね。やはりきちんと私は責任を持つて



きだというふうに思っています。そこは改めて  
言っておきたいと思うのです。

そこで、一番最初に戻りたいのですけれども、  
補償は十分に内容として向上させる必要がある  
ことが私は大事だと思うのです。どう向上させる  
ことができるのか。だから、そういうものをいっ  
かり踏まえてやってほしい、そこが肝心なとい  
うことを言っておきたいと思うし、その上で、消  
防団員の処遇改善についても若干の点だけ質問し  
たいと思います。

昭和六十年七月の「消防団活性化対策に関する  
報告書」によりますと、消防団員の出勤手当につ  
いてこう述べています。「昭和五十九年度の地方  
交付税においては、一人一回当たり四千三百円が  
措置されていたが、実支給額の平均は、約一千七  
百円といたって低い状況にあるので、この支給実  
態を速やかに改善すべきである。」こう述べてい  
ます。

ところが、その後十年以上もたつけれども、昨  
九六年度は、交付税措置額は六千円に対して、実  
支給額は二千三百四十一円なんです。これを割  
合に直しますと、つまり交付税とそれから実態と  
の比率を出しますと、昭和五十九年度は三九・  
五％なんです。九六年度はどうかというと、三  
九・〇％なんです。全く上がっていないのです  
よ。変わっていないどころか、下がっているとい  
うようなもので、白書にはどう書いてあるかとい  
うと、「消防団員の処遇改善」という項の中に「支  
給状況は逐次改善されてきている。」こう書いて  
いるのです。これは改善か。皆さんわかるよう  
に、パーセンテージでいったら何も改善されてい  
ないことはおわかりでしょう。だから、どうい  
う指導をしてきて、今後どういふふうにするのかと  
いうことについて、処遇の改善というにふさわし  
く具体的指導をしてほしい。この点いかがです  
か。

○秋本政府委員 消防団員の出勤手当につきまし  
ては、地方交付税において所要の額を措置いたし  
ております。

御指摘のように、地方交付税の算入額と実支給  
額とに乖離のある市町村も見受けられます。これ  
は、穀田委員御承知のとおりでございますが、地  
方交付税がもとより一般財源であるということ、  
その使途はそれぞれの地方団体の自主的な判断に  
より決定されるということ、また消防団員に対す  
る処遇の方法についても、それぞれの団体の考え  
方がございます。したがって、これを一律に  
論ずることが非常に難しい面もございまして  
も、消防庁としては、出勤手当につきましても  
地方交付税算入額を踏まえた適切な額とすること  
が望ましいと考えまして、従来からそのように指  
導いたしております。

実支給額、これは数字のとり方が難しい面がご  
ざいまして、単純な平均額ということとてま  
いりますと、算入額に比べて相当の開きがある  
ということは否めませんけれども、この実支給額の  
単純平均額は上がっているということはございま  
す。

そういうような中で、それぞれの団体のそれぞ  
れの考え方の中で、交付税の算入額を勘案しなが  
ら措置をしてきているものだろうと思っております  
けれども、先ほど申し上げましたように、私ど  
もとしては、地方交付税算入額を踏まえた適切な  
額にすることが望ましいと基本的には考えており  
ますので、今後ともそのように指導してまいり  
たいと思っております。

○穀田委員 違うのですよ。「支給状況は逐次改  
善されてきている。」と書いてあるのだから、そ  
ういふ実態になっていないよと言ったのですよ。  
それと、皆さん方のところでいうならば、「この  
支給実態を速やかに改善すべきである。」と昭和  
六十年にもう言っているのだから、そういう内容  
に基づいてきちっとしなさいと言っているのです  
よ、事実は変わっていないわけだから。

それは額も、当時交付税額において四千三百円  
が措置されていたのが六千円に上がっているわけ  
だから、当然上がっていくわけですよ。それを言っ  
ているのじゃないのですよ。そういう支給実態の

実情は変わっていませんよ。おたくがわざわざこ  
ういうことを議論して「速やかに改善すべきであ  
る。」と言っているのだから、最後まで責任を  
持つてやってくださいと言っているのですよ。そ  
んな、そういうときだけ各自自治体のどうやう  
なんという話をしていてはだめですよ、昔から  
言っているのだから。しかも、そういう内容に基  
づいて改善されていると言っているのだから。き  
ちんとしなさいと、それはきちんと聞いてくださ  
いよ、そのぐらいのことは、頼みますわ。時間が  
ないですから。しかし、事実はそういうことだ  
と。

それから次に、消防団員の死亡やけがのことに  
ついてもお聞きしたいのです。

消防団員は、出勤した場合に、やはりある程度  
のけがというものはやむを得ないわけだし、避け  
られませんか。不幸にして亡くなる方もおられる  
しかし、それにしても少し多いのじゃないかと私  
は思うのです。消防白書を見てみますと、平成  
元年からの消防団員の死亡者数は五十八人にも  
上っております。同時期の消防職員の死亡者が四  
十一人です。ですから、それよりも多いわけで、  
どうしてこういう結果になるのかなと思っていま  
す。危険度といえ、当然消防職員の方がはるか  
に危険の多い作業をするわけですから、それより  
も死者が多いというのはなぜかということをは  
つお聞きしたい。

それと、調べてみると、演習訓練時における死  
亡が十二人と特に目立っている。そういうものに  
ついてどういふふうに分し、対処しておられる  
のか、お聞きしたいと思えます。

○秋本政府委員 消防団員の公務中の災害の状況  
を見ますと、御指摘のようにならぬ数ございま  
す。これまでの数年間にわたりまして公務災害に  
よる死亡の原因というのを見ますと、脳疾患  
あるいは心臓疾患によって亡くなっている方が三  
〇％程度ということで、これが高い割合になって  
おります。こういったようなことを考えますと、  
消防団員の公務災害を防止するためには、団員

の方々の日常の健康管理が極めて重要であらうと  
思われます。

消防庁におきましては、地方交付税において団  
員の健康診断に要する経費を算入して、その実施  
促進を図りますとともに、平成六年六月に、都道  
府県を通じて各市町村及び消防団に対し、団  
員の健康管理の充実強化を積極的に推進するよう  
に改めて指導いたしております。

また、消防基金におきましても、検討委員会を  
設けまして、消防団員の健康増進施策推進方策の  
取りまとめを行っております。健康管理について  
の啓発も実施をいたしております。

さらに、今回の法改正におきまして、公務災害  
防止事業を消防基金の業務として位置づけること  
にいたしております。今後とも消防団員の公務  
災害防止対策につきましましていろいろな面から努力  
をしてまいりたい、そして消防団員の福祉の一層  
の向上に努めてまいり、同時に、消防力の強化に  
も資していきたいと思います。

○穀田委員 その点で、最後の方、新しい体制で  
やるのだという話なのですけれども、そういう具  
体化もしておる、そういうことなのではないかと、  
この衆議院地方行政委員会調査室の今回の法律案  
についての調査室資料によりまして、その十八  
ページです。「なお、地方公務員災害補償制度で  
は、この公務災害防止事業は、平成七年の改正に  
より、同年八月一日から施行され、具体的には、  
公務災害防止対策の調査研究、公務災害防止対策  
の普及推進等の事業等が行われている。」と書い  
ているのです。ですから、特殊法人でもできる  
ということはおわかりです。余りそういうことに  
はならぬのじゃないかと私は思います。ですから  
、それはそれとしてきちんと体制は組んで、消  
防団員の災害が起らないような研究をもっとき  
ちんとしていただきたいと思うのです。

心臓疾患、脳疾患という話がありましたけれど  
も、そういう意味でももう少し検討が、研究が不  
足しているのじゃないかと率直に私は思います。  
それは、脳疾患や心臓疾患があるということ、そ

れぐらひは多くのところで既に言われていることであつて、なぜこれだけ多いのかという問題はもう少し検討の余地があると思う。

時間がありません、最後に一つだけ、建設省にきていただいておりますので、私はそこだけちょっと質問させていただきますと思うのです。

防災都市公園における耐震性貯水槽や防火用地下水槽に附帯する可搬式動力ポンプ等の設置は認められるのか。阪神大震災の教訓から、コミュニティ防災、初期消火の必要性からも設置された地下にある貯水槽だけでは機能しないわけであつて、地上に肝心のすくうものがないとだめなわけですから、当然必要だと思ふのです。ですから、地上にある備蓄倉庫などにあつて当然と思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○伊藤説明員 お答えさせていただきます。

さきの阪神・淡路大震災におきましても、公園は避難地ですとか火災の延焼防止帯として大変大きな役割を果たしたところでございます。特に、消防活動やボランティア活動の拠点などとしてその多様な役割を果たしまして、その重要性が再認識されております。

この教訓を生かしまして、安全な町づくりを進めるために、災害時に避難地となります防災公園につきましまして、今お尋ねの耐震性の貯水槽ですとか備蓄倉庫ですとかそういうものを、災害応急対策施設と言っておりますが、これを平成六年度の二次補正予算で補助対象に追加し、さらに防災公園の対象として、従来は十ヘクタール以上の公園だったわけでございますが、これを一ヘクタール以上まで下げて整備を推進しておりますところでございます。

今お尋ねの耐震性貯水槽等に必要なお金ポンプ等の附帯施設でございますが、これは貯水槽と一体となつて機能を発揮するものであれば当然認められます。なお、その規模とか内容などにつきましましては、個々の具体的事例を見まして公園の管理者でございます地方公共団体が判断することになる、そういうことでございまして、よろしくお願ひ

申し上げます。

○穀田委員 ただ、今現場で判断すると言つては、おきまされども、器具庫は公園内にはだめだとか、学校の敷地内の器具庫については六十六平米以下だとかという実態があるのです。ところが、文部省に聞きますと、学校教育に支障のない限りということ、当然だと認める考え方をしているのです。地域として防災対策だとか計画が実際に具体化や遂行する上でその障害となつて問題について、消防庁はやはり直接調整したり指導したりしていただいて、全体として地域防災がうまくいくような形だけはしていただきたい。その決意だけちょっと。

○秋本政府委員 建設省の方の考えなどもよく聞いてみたいと思ひます。

○平林委員長 これにて質疑は終局いたしました。

○平林委員長 これより討論に入ります。討論の申し出がありますので、これを許します。穀田恵二君。

○穀田委員 私は、日本共産党を代表して、消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案に対して反対の討論を行います。

法案は、政府の特殊法人の整理合理化の一環として、消防団員等公務災害補償等共済基金を民間法人化し、その活性化、効率化を期するとしていますが、基金のライバルになる指定法人の見込みが全くないなど、当初から活性化、効率化が危ぶまれています。

一方、民間法人化に伴い、事務運営費に対する国庫補助金が廃止されますが、もともと国庫補助制度の導入は、全国ばらばらであつた補償金の支払いについて国が責任を持つては正する目的で導入されたものであります。支給額が統一されたとはいへ、その水準はまだ十分なものとは言えず、補償金の支払い等を業務とする他の基金制度への国庫補助制度が維持されている中で、消防団員等

に係る基金の国庫補助金だけが廃止されることは納得できません。また、消防団員の絶対数が減少する中では、基金の将来的な財政運営は決して明るいものではないと見えます。

基金制度を確固なものにするためにも、依然として国の果たすべき責任は大きなものがあることを指摘して、討論を終わります。

○平林委員長 これにて討論は終局いたしました。

○平林委員長 これより採決に入ります。

消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○平林委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○平林委員長 御異議ないものと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○平林委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時散会

消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案

消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案

消防団員等公務災害補償等共済基金法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条、第二条)

第二章 消防団員等公務災害補償等責任共済及び消防団員等福祉事業(第三条―第十三条)

第三章 消防団員等公務災害補償等共済基金(条)

第一節 総則(第十四条―第二十条)

第二節 役員等(第二十一条―第二十七条)

第三節 業務(第二十八条―第二十九条)

第四節 会計(第三十条―第三十四条)

第五節 監督(第三十五条―第三十六条)

第四章 指定法人(第三十七条―第五十二条)

第五章 雑則(第五十三条―第五十六条)

第六章 罰則(第五十七条―第六十一条)

附則

第一条の見出しを「(目的)」に改め、同条中「消防作業に従事した者」の下に「(以下「消防作業従事者」という。)」を、「協力した者」の下に「(以下「救急業務協力者」という。)」を、「水防に従事した者」の下に「(以下「水防従事者」という。)」を、「業務に従事した者」の下に「(以下「応急措置従事者」という。)」を加え、「として、消防団員等公務災害補償等共済基金(以下「基金」という。)」を設立し、もつて「を」に關し必要な事項を定めることにより、「を」を的確に実施し「を」の的確な実施の確保を図るとともに」に改め、「公務上の災害を受けた」を削り、「及び水防団員」の下に「(以下「消防団員等」という。)」で公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。))を受けたもの」を加え、「並びに被災団員」を、「被災団員」に、「を」を「並びに消防団員等の公務上の災害の防止に關する活動に対する援助等」を図ることにより、消防団員等及び住民等による消防の活動、水防活動その他の防災活動に係る環境を整備することに寄与し、もつて水火災又は地震等により生ずる被害か



ら国民の生命、身体及び財産を保護することに資する」に改める。

第二章から第八章までの章名を削る。

第二十六條の見出しを削り、同条第一項中「第十九條を第三十五條」に改め、「当該職員」を削り、「者は、三万円」を「場合」に、その違反行為をした基金の役員又は職員は、二十万円に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条を第五十八條とする。

第二十五條を第五十六條とし、同条の次に次の章名及び一條を加える。

#### 第六章 罰則

第五十七條 第五十條第二項の規定による責任共済事業等の業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定法人の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十四條を第五十五條とし、第二十三條を第五十四條とする。

第二十二條中「各号に掲げる事項について」を「場合」に改め、同条各号を次のように改め、同条を第五十三條とする。

一 第十七條第二項、第二十八條第二項、第二十九條第一項、第三十一條、第四十一條第一項又は第四十二條第一項の規定による認可をしようとするとき。

二 第二條第三項の規定による指定又は第五十條第一項若しくは第二項の規定による指定の取消をしようとするとき。

三 第二十九條第三項の規定による業務方法書の変更命令又は第四十一條第二項の規定による業務規程の変更命令をしようとするとき。

四 第四十九條第一項の規定による許可をしようとするとき。

第二十一條を削る。

第二十條の見出しを「監督」に改め、同条第一項中「定款の変更その他」を「その業務に関し」に改め、同条第二項ただし書を削り、同条を第三十六條とし、同条の次に次の一章及び章名を加える。

#### 第四章 指定法人

(指定)

第三十七條 第二條第三項の規定による指定は、消防団員等公務災害補償責任共済事業及び消防団員退職報償金支給責任共済事業を行おうとする者の申請により行う。

(指定の要件)

第三十八條 自治大臣は、前条の規定による申請が次の要件を満たしているとき認めるときでなければ、第二條第三項の規定による指定をしてはならない。

一 消防団員等公務災害補償責任共済事業の業務及び消防団員退職報償金支給責任共済事業の業務を的確に実施するために必要と認められる自治省令で定める基準に適合する財産的基礎を有し、かつ、これらの業務に係る収支の見込みが適正であること。

二 消防団員等公務災害補償責任共済事業の業務及び消防団員退職報償金支給責任共済事業の業務が、全国の区域に及ぶものと見込まれること。

三 職員、業務の方法その他の事項についての消防団員等公務災害補償責任共済事業の業務及び消防団員退職報償金支給責任共済事業の業務の実施に関する計画が、これらの業務を的確に実施するために適切なものであること。

四 申請者が、民法第三十四條の規定により設立された法人であること。

五 消防団員等福祉事業の業務に関し、業務の方法その他の事項についての当該業務の実施に関する計画が、第十三條の規定に照らして適切なものであること。

六 申請者が消防団員等公務災害補償責任共済事業の業務及び消防団員退職報償金支給責任共済事業の業務並びに消防団員等福祉事業の業務(以下この章及び第六章において「責任共済事業等の業務」という。)以外の業務を実施している場合には、その業務を行うことによ

つて責任共済事業等の業務の的確な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

2 自治大臣は、前条の規定による申請をした者が次のいずれかに該当するときは、第二條第三項の規定による指定をしてはならない。

一 第五十條第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

二 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 第四十條第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定の公示等)

第三十九條 自治大臣は、第二條第三項の規定による指定をしたときは、当該指定法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。

2 指定法人は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を自治大臣に届け出なければならない。

3 自治大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(役員)の選任及び解任

第四十條 指定法人の役員を選任及び解任は、自治大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 自治大臣は、指定法人の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは次条第一項に規定する業務規程に違反する行為をしたとき、又は責任共済事業等の業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定法人に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

#### (業務規程)

第四十一條 指定法人は、責任共済事業等の業務の実施に関する事項で自治省令で定めるものについて業務規程を定め、自治大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 自治大臣は、前項の規定により認可をした業務規程が責任共済事業等の業務の的確な実施上不適当となつたと認めるときは、指定法人に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第四十二條 指定法人は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第二條第三項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、自治大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定法人は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、自治大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第四十三條 指定法人は、責任共済事業等の業務以外の業務を行う場合には、当該業務に係る経理と責任共済事業等の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(責任準備金)

第四十四條 指定法人は、自治省令で定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならない。

(帳簿)

第四十五條 指定法人は、自治省令で定めるところにより、責任共済事業等の業務に関する事項で自治省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(自治省令への委任)

第四十六條 この章に定めるもののほか、指定法人が責任共済事業等の業務を行う場合における

指定法人の財務及び会計に關し必要な事項は、自治省令で定める。

(監督命令)

第四十七條 自治大臣は、責任共済事業等の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対して、責任共済事業等の業務に關し監督上必要な命令をすることができ、

(報告及び検査)

第四十八條 自治大臣は、責任共済事業等の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対して、責任共済事業等の業務若しくは財産の状況に關して報告をさせ、又は部下の職員をして責任共済事業等の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が検査を行う場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(業務の休廃止)

第四十九條 指定法人は、自治大臣の許可を受けなければ、消防団員等公務災害補償責任共済事業の業務又は消防団員退職報償金支給責任共済事業の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 自治大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第五十條 自治大臣は、指定法人が第三十八條第二項第二号に該當するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 自治大臣は、指定法人が次のいずれかに該當するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて責任共済事業等の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 責任共済事業等の業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に關し不正な行為があつたとき。

三 第二章若しくはこの章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

四 第四十一條第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで責任共済事業等の業務を行つたとき。

3 自治大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により責任共済事業等の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(業務の休廃止又は指定の取消し等に伴う措置)

第五十一條 指定法人が第四十九條第一項の規定による許可を受け消防団員等公務災害補償責任共済事業の業務又は消防団員退職報償金支給責任共済事業の業務の全部を廃止したときは、当該廃止された事業の業務に係る消防団員等公務災害補償責任共済契約又は消防団員退職報償金支給責任共済契約は解除されたものとみなす。

2 指定法人が前条第一項又は第二項の規定によりその指定を取り消されたときは、当該指定法人が締結していた消防団員等公務災害補償責任共済契約及び消防団員退職報償金支給責任共済契約は解除されたものとみなす。

3 指定法人が第四十九條第一項の規定による許可を受け消防団員等公務災害補償責任共済事業の業務若しくは消防団員退職報償金支給責任共済事業の業務の全部若しくは一部を休止し若しくは廃止したときは又は前条第二項の規定により責任共済事業等の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、当該指定法人と消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結している市町村若しくは水害予防組合又は当該指定法人と消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結している市町村は、第八條第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、直ちに当該指定法人と締結している消防団員等公務災害補償責任共済契約又は消防団員

退職報償金支給責任共済契約(第一項の規定により解除されたものとみなされた消防団員等公務災害補償責任共済契約又は消防団員退職報償金支給責任共済契約を除く。)を解除することができる。

4 第一項若しくは第二項の規定により指定法人と締結していた消防団員等公務災害補償責任共済契約若しくは消防団員退職報償金支給責任共済契約が解除されたものとみなされた市町村若しくは水害予防組合又は前項の規定により指定法人と締結していた消防団員等公務災害補償責任共済契約若しくは消防団員退職報償金支給責任共済契約を解除した市町村若しくは水害予防組合は、自治省令で定めるところにより、基金又は他の指定法人との間に、それぞれ新たに消防団員等公務災害補償責任共済契約又は消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結するものとする。

5 前項の規定により新たに締結された消防団員等公務災害補償責任共済契約(以下この項において「新契約」という。)が、当該新契約を締結した市町村若しくは水害予防組合が指定法人と締結していた消防団員等公務災害補償責任共済契約(以下この項において「旧契約」という。)を第一項若しくは第二項の規定により解除されたものとみなされた日又は当該市町村若しくは水害予防組合が当該旧契約を第三項の規定により解除した日(以下この項において「契約解除の日」という。)から政令で定める期間内に締結されたものである場合には、当該新契約は、契約解除の日の翌日に締結されたものとみなす。

6 前項の規定は、第四項の規定により新たに締結された消防団員退職報償金支給責任共済契約について準用する。この場合において、前項中「消防団員等公務災害補償責任共済契約」とあるのは「消防団員退職報償金支給責任共済契約」と、市町村若しくは水害予防組合とあるのは「市町村」と読み替へるものとする。

7 第一項若しくは第二項の規定により消防団員等公務災害補償責任共済契約若しくは消防団員退職報償金支給責任共済契約が解除されたものとみなされた指定法人(前条第一項又は第二項の規定により指定法人の指定を取り消された者を含む。)又は第三項の規定により消防団員等公務災害補償責任共済契約若しくは消防団員退職報償金支給責任共済契約を解除された指定法人は、自治省令で定めるところにより算定した掛金を、自治省令で定めるところにより、これらの契約の相手方であつた市町村又は水害予防組合に払い戻さなければならない。

(政令への委任)

第五十二條 前三條に規定するもののほか、指定法人が消防団員等公務災害補償責任共済事業の業務若しくは消防団員退職報償金支給責任共済事業の業務の全部若しくは一部を休止し若しくは廃止した場合又は指定法人がその指定を取り消され若しくは責任共済事業等の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合における措置に關し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雜則

第十九條を第三十五條とする。

第十八條中「前三條を第三十條から前条まで」に改め、同条を第三十四條とし、同条の次に次の節名を付する。

第五節 監督

第十七條第一項中「添附」を「添付」に、「提出し、その承認を受けなければ」を「提出しなれば」に改め、同条第二項中「前項の規定による自治大臣の承認を受けたときは、その」を「前項の規定により自治大臣に提出した」に、「公告しなれば」を「公告し、かつ、これらを各事務所に備えて置かなければ」に改め、同条を第三十二條とし、同条の次に次の一條を加える。

(責任準備金)

第三十三條 基金は、自治省令で定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならない。

第十六條中「自治大臣に提出し、その承認を」を

「当該事業年度の開始前に、自治大臣の認可を」に改め、同条を第三十一条とする。

第十五条中「終る」を「終るる」に改め、同条を第三十条とし、第八条から第十四条までを削る。

第七条第二項及び第三項中「定款で」を「理事長の」に改め、同条を第二十二條とし、同条の次の五條、一節及び節名を加える。

#### (役員選任及び解任)

第二十三条 役員選任及び解任は、自治大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 自治大臣は、役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）定款若しくは業務方法書に違反する行為をしたとき、又は基金の業務に關し著しく不適当な行為をしたときは、基金に対し、期間を指定して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

3 自治大臣は、基金が前項の規定による命令に従わなかつたときは、当該役員を解任することができる。

#### (代表権の制限)

第二十四条 基金と理事長、常務理事又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。

#### (代理人の選任)

第二十五条 理事長は、基金の職員のうちから、基金の従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

#### (評議員會)

第二十六条 基金に、その運営に關する重要事項を審議する機關として、評議員會を置く。

2 評議員會は、評議員十人以内で組織する。

3 評議員は、基金の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、自治大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

#### (職員の任命)

第二十七条 基金の職員は、理事長が任命する。

#### 第三節 業務

#### (業務)

第二十八条 基金は、第十四條の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 この法律の規定による消防団員等公務災害補償責任共済事業を行うこと。

二 この法律の規定による消防団員退職報償金支給責任共済事業を行うこと。

三 この法律の規定による消防団員等福祉事業を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帶する業務を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、第十四條の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

2 基金は、前項第五号に掲げる業務を行うとするとときは、自治大臣の認可を受けなければならない。

#### (業務方法書)

第二十九条 基金は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、自治大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、自治省令で定める。

3 自治大臣は、基金の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、基金に対し、第一項の規定により認可をした業務方法書を変更すべきことを命ずることができる。

#### 第四節 會計

第六條中「理事長一人、常務理事一人、理事十人以内及び監事四人」を「理事長、常務理事、理事及び監事」に改め、同条を第二十一條とする。

第五條を第十八條とし、同條の次に次の二條及び節名を加える。

#### (名称の使用制限)

第十九條 基金でない者は、消防団員等公務災害補償等共済基金という名称を用いてはならない。

#### (民法の準用)

第二十條 民法（明治二十九年法律第八十九號）第

四十四條及び第五十條の規定は、基金について準用する。

#### 第二節 役員等

第四條第一項第五号中「役員」を「役員の数、任期、選任の方法その他の役員」に改め、同項中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 評議員會に關する事項

第四條第一項中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 定款の変更に關する事項

第四條第一項中第十一号を第十号とし、同條第二項を次のように改め、同條を第十七條とする。

2 定款の変更は、自治大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

第三條第二項中「自治大臣の認可を受けて」を削り、同條を第十六條とする。

第二條中「基金を、消防団員等公務災害補償等共済基金（以下「基金」という。）に改め、同條を第十五條とする。

第一條の次に次の一條及び一章並びに章名、節名及び一條を加える。

#### (定款)

第二條 この法律において「消防団員等公務災害補償責任共済契約」とは、市町村又は水害予防組合が、この法律の定めるところにより消防団員等公務災害補償等共済基金（以下この章及び次章において「基金」という。）又は指定法人に掛金を支払うことを約し、当該基金又は当該指定法人が、当該市町村又は当該水害予防組合が支払責任を負う消防団員等公務災害補償に關し、この法律の定めるところにより当該消防団員等公務災害補償に係る非常勤消防団員、消防作業従事者、救急業務協力者、非常勤の水防団長若しくは水防団員、水防従事者又は応急措置従事者（第十一條第一項において「非常勤消防団員等」という。）に係る療養補償、休業補償、傷病補償、年金、障害補償、介護補償、遺族補償又は葬祭

補償に要する経費を支払うことを約する契約をいう。

2 この法律において「消防団員退職報償金支給責任共済契約」とは、市町村が、この法律の定めるところにより基金又は指定法人に掛金を支払うことを約し、当該基金又は当該指定法人が、当該市町村が支払責任を負う消防団員退職報償金の支給に關し、当該市町村に対して、この法律の定めるところにより当該消防団員退職報償金の支給に要する経費を支払うことを約する契約をいう。

3 前二項において、「指定法人」とは、消防団員等公務災害補償責任共済事業及び消防団員退職報償金支給責任共済事業を行う者として自治大臣が指定した者をいう。

#### 第二章 消防団員等公務災害補償等責任共済及び消防団員等福祉事業

第三條 市町村又は水害予防組合は、消防団員等公務災害補償の実施のため、基金又は指定法人（前條第三項に規定する指定法人をいう。以下同じ。）との間に、自治省令で定めるところにより、消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結するものとする。

（消防団員退職報償金支給責任共済契約の締結）

第四條 市町村は、消防団員退職報償金の支給の実施のため、基金又は指定法人との間に、自治省令で定めるところにより、消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結するものとする。

#### (契約締結の拒絶の禁止)

第五條 基金及び指定法人は、前二條に規定する契約の申込みを受けたときは、これらの契約の締結を拒絶してはならない。

#### (基金又は指定法人の支払)

第六條 基金又は指定法人は、当該基金又は当該指定法人との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結した市町村又は水害予防組合であつて、当該契約が締結された日から解除される日までの期間内に発生した事故に係る消防団

員等公務災害補償を行うものに対して、政令で定めるところにより、その請求に基づき、当該消防団員等公務災害補償に要する経費について政令で定めるところにより算定した額を支払わなければならない。

2 基金又は指定法人は、当該基金又は当該指定法人との間に消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結した市町村であつて、当該契約が締結された日から解除される日までの期間内に退職した非常勤消防団員に係る消防団員退職報償金の支給を行うものに対して、政令で定めるところにより、その請求に基づき、当該非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に要する経費について政令で定めるところにより算定した額を支払わなければならない。

(消防団員等公務災害補償責任共済契約及び消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金)

第七条 消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額及び消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額は、人口、水害予防組合の組合員の数、非常勤消防団員の数、非常勤の水防団員及び水防団員の数等を基準として政令で定める。

2 基金又は指定法人との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結している市町村又は水害予防組合及び基金又は指定法人との間に消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結している市町村(次項において「契約締結市町村等」という。)は、前項に規定する掛金を、毎年度、政令で定めるところにより、政令で定める支払期限までに、これらの契約を締結している基金又は指定法人に対して支払わなければならない。

3 基金又は指定法人は、前項に規定する支払期限後に掛金を支払う契約締結市町村等に対して、政令で定める額の割増金を請求することができる。  
(契約の解除)

第八条 基金及び指定法人は、消防団員等公務災害補償責任共済契約及び消防団員退職報償金支給責任共済契約を解除することができない。

2 消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結している市町村又は水害予防組合は、自治省令で定めるところにより、当該契約を締結している基金又は指定法人に対して、前年の十二月末日までに予告した場合には、三月末日において当該契約を解除することができる。

3 前項の規定により消防団員等公務災害補償責任共済契約を解除した市町村又は水害予防組合は、自治省令で定めるところにより、直ちに、基金又は指定法人との間に、新たに消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結するものとする。

4 前二項の規定は、消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結している市町村について準用する。この場合において、前二項中「消防団員等公務災害補償責任共済契約」とあるのは「消防団員退職報償金支給責任共済契約」と、「市町村又は水害予防組合」とあるのは「市町村」と読み替へるものとする。

5 消防団員等公務災害補償責任共済契約及び消防団員退職報償金支給責任共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

(契約の解除後に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結した場合の取扱い)

第九条 既に締結していた消防団員等公務災害補償責任共済契約を解除し、新たに消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結した市町村又は水害予防組合(第五十一条第一項又は第二項の規定により既に締結していた消防団員等公務災害補償責任共済契約が解除されたものとみなされ、新たに消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結した市町村又は水害予防組合を含む。次項及び第三項において「新契約締結市町村等」という。)は、自治省令で定めるところにより、その旨を解除した消防団員等公務災害補償責任共済契約(第五十一条第一項又は第二項の規定

により解除されたものとみなされた消防団員等公務災害補償責任共済契約を含む。)を締結していた基金又は指定法人第五十条第一項又は第二項の規定により指定法人の指定を取り消された者を含む。次項及び第三項において「旧契約締結団体」という。)に通知しなければならない。

2 旧契約締結団体は、前項の通知を受けたときは、第三十三条又は第四十四条に規定する責任準備金のうち新契約締結市町村等に係るものとして自治省令で定めるところにより算定した金額(次項において「移換金額」という。)を、政令で定めるところにより、新契約締結市町村等が消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結した基金又は指定法人(次項において「新契約締結団体」という。)に移換しなければならない。

3 前項の規定により移換金額の移換を受けた新契約締結団体は、旧契約締結団体が新契約締結市町村等に対して支払うこととされていた事故に係る消防団員等公務災害補償に要する経費のうち政令で定めるものについて、当該新契約締結市町村等に対して、その請求に基づき、旧契約締結団体に代わつて、支払を行わなければならない。

(政令への委任)

第十条 この章に定めるもののほか、消防団員等公務災害補償責任共済契約又は消防団員退職報償金支給責任共済契約が解除された場合における基金又は指定法人の支払責任その他の措置に關し必要な事項は、政令で定める。

(基金及び指定法人の権限)

第十一条 基金は、基金と消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結した市町村若しくは水害予防組合又は基金と消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結した市町村(以下この項において「契約市町村等」という。)が行う消防団員等公務災害補償又は消防団員退職報償金の支給に必要な経費を当該契約市町村等に対して支払う場合において必要があると認めるときは、当該契約市町村等の市町村長若しくは水害予防組合

の管理者に対して説明を求め、報告をさせ、若しくは当該消防団員等公務災害補償若しくは当該消防団員退職報償金の支給に係る帳簿書類の提出を求め、又は職員をして当該契約市町村等の市町村長若しくは水害予防組合の管理者の保管する当該帳簿書類若しくは当該非常勤消防団員等の診療を担当した者の診療録その他の帳簿書類を实地に調査させることができる。基金が消防団員等公務災害補償又は消防団員退職報償金の支給に必要な経費を契約市町村等に支払つた後において、その支払額に錯誤があると認めらるに至つたときも、また、同様とする。

2 前項の場合において、基金の職員が实地に調査するときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 前二項の規定は、指定法人について準用する。この場合において、第一項中「又は職員」とあるのは「又は自治大臣の許可を得てその職員」と、前項中「証明書」とあるのは「証明書及び自治大臣の許可を受けたことを証する書面」と、「これを」とあるのは「これら」と読み替へるものとする。

(基金又は指定法人の返還要求)

第十二条 基金又は指定法人は、消防団員等公務災害補償又は消防団員退職報償金の支給を行う市町村又は水害予防組合に対して、第六条又は第九条第三項の規定によりその経費を支払つた後において、その支払額について錯誤があつたことが判明したときは、当該市町村又は水害予防組合に対して、その錯誤に係る額の返還を求めることができる。

(消防団員等福祉事業)

第十三条 基金又は指定法人は、当該基金又は当該指定法人との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結している市町村又は水害予防組合に代わつて、政令で定めるところにより、被災団員及びその遺族の福祉に關して必要な次の事業を行うように努めなければならない。

一 外科後処置に関する事業、補装具に関する事業、リハビリテーションに関する事業その他の被災団員の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業

二 被災団員の療養生活の援護、被災団員が受ける介護の援護、その遺族の就学の援護その他の被災団員及びその遺族の援護を図るために必要な資金の支給その他の事業

2 基金又は指定法人は、前項の事業を行うに当たつては、公務上の災害を受けた常時勤務に服することを要する地方公務員及びその遺族の福祉に関する事業の実態を考慮して行うものとする

3 基金又は指定法人は、消防団員等の福祉の増進を図るため、政令で定めるところにより、消防団員等の公務上の災害の防止に関する活動に対する援助その他の消防団員等の公務上の災害を防止するために必要な事業を行うように努めなければならない

### 第三章 消防団員等公務災害補償等共済基金

#### 第一節 総則

##### (目的)

第十四条 消防団員等公務災害補償等共済基金は、消防団員等公務災害補償及び消防団員退職報償金の支給の的確な実施に資するため消防団員等公務災害補償責任共済事業及び消防団員退職報償金支給責任共済事業を行い、あわせて消防団員等福祉事業(第十三条第一項及び第三項に規定する事業をいう。以下同じ)等を行うことにより、消防団員等及び住民等による消防の活動、水防活動その他の防災活動に係る環境を整備することに寄与することを目的とする

本則に次の三条を加える

第五十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした指定法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する

一 第四十五条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の

記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき

二 第四十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき

三 第四十九条第一項の規定による許可を受けないうで、消防団員等公務災害補償責任共済事業の業務及び消防団員退職報償金支給責任共済事業の業務の全部を廃止したとき

第六十条 この法律又はこの法律に基づく政令の規定に違反して登記することを怠つた基金の役員は、二十万円以下の過料に処する

第六十一条 第十九条の規定に違反した者は、十

万円以下の過料に処する

附則第十一條を次のように改める

(総務庁設置法の適用除外)

第十一條 消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律(平成八年法律第

号)の施行後においては、基金については、総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)第四

条第十一号の規定並びに同条第十三号及び第十四号の規定(国の委任又は補助に係る業務に関する事務に係る部分を除く)は、適用しない

附則第十二條から第十五條までを削る

##### 附則

##### (施行期日)

第一條 この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する

(消防団員等公務災害補償等共済基金に関する経過措置)

第二條 消防団員等公務災害補償等共済基金(以下「基金」という)は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)までに、その定款をこの法律による改正後の消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(以下「新法」という)第十七条第一項の規定に適合するように変更し、自治大臣の認可を受けるものとする。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ず

るものとする

2 基金は、施行日まで、新法第二十九条第一項に規定する業務方法書を作成し、自治大臣の認可を受けるものとする。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする

3 自治大臣は、前二項の認可をするに当たつては、あらかじめ、建設大臣に協議するものとする

第三條 この法律の施行の際現に消防団員等公務災害補償等共済基金という名称を用いている者については、新法第十九条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない

第四條 この法律の施行の際現に在職する基金の理事長、常務理事、理事又は監事は、それぞれ新法第二十三条第一項の規定によりその選任について自治大臣の認可を受けた理事長、常務理事、理事又は監事とみなす

2 前項の規定によりその選任について自治大臣の認可を受けたものとみなされる基金の役員の任期は、この法律による改正前の消防団員等公務災害補償等共済基金法(以下「旧法」という)第八条第七項の規定により任期が終了すべき日に終了するものとする

3 この法律の施行の際現に在職する基金の職員は、新法第二十七条の規定により任命された職員とみなす

第五條 基金の平成八年四月一日に始まる事業年度に係る財産目録、事業状況報告書及び決算報告書については、なお従前の例による

(消防団員等公務災害補償責任共済契約及び消防団員退職報償金支給責任共済契約に関する経過措置)

第六條 施行日前に旧法第九条の規定により締結された消防団員等公務災害補償責任共済契約及び旧法第九条の二の規定により締結された消防団員退職報償金支給責任共済契約は、それぞれ新法第三条の規定により締結された消防団員等公務災害補償責任共済契約及び新法第四条の規定により締結された消防団員退職報償金支給責任共済契約とみなす

(消防団員等公務災害補償及び消防団員退職報償金の支給に関する経過措置)

第七條 新法第六條第一項の規定は、施行日以後において発生した事故に係る消防団員等公務災害補償について適用する

2 施行日前に発生した事故に係る消防団員等公務災害補償のうち旧法第十条の規定により基金が市町村又は水害予防組合に対してその補償に要する経費を支払うこととされていたものは、新法第六條第一項に規定する契約が締結された日から解除される日までの期間内に発生した事故に係る消防団員等公務災害補償とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「基金又は指定法人」とあり、及び「当該基金又は当該指定法人」とあるのは、「基金」とする

3 新法第六條第二項の規定は、施行日以後において退職した非常勤消防団員に係る退職報償金の支給について適用し、施行日前に退職した非常勤消防団員に係る退職報償金の支給については、なお従前の例による

4 新法第七條の規定は平成九年度以後の年度に係る掛金について適用し、施行日前に旧法第十一条の規定により支払わなければならないこととされた掛金については、なお従前の例による

5 旧法第十条の規定により基金が支払った消防団員等公務災害補償又は消防団員退職報償金の支給に要する経費に係る基金の返還要求については、なお従前の例による

(その他の経過措置の政令への委任)

第八條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める

(罰則に関する経過措置)

第九條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による

(消防組織法の一部改正)

第十条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第十六号中「消防団員等公務災害補償等共済基金法」を「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律」に改める。

(自治省設置法の一部改正)

第十一条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第三十八号中「を認可し、役員を任命し、及び事業計画書を承認を」を「役員の選任及び解任並びに事業計画書を認可」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三十八の二 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和三十一年法律第一百七号)の規定に基づき、指定法人を指定し、並びにこれに対し業務規程、役員の選任及び解任並びに事業計画等を認可すること。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第十二条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第四百四十四条の三第一項第六号中「消防団員等公務災害補償等共済基金法(昭和三十一年法律第一百七号)第一条」を「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和三十一年法律第一百七号)第十四条」に改める。

(所得税法の一部改正)

第十三条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表消防団員等公務災害補償等共済基金の項中「消防団員等公務災害補償等共済基金法」を「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律」に改める。

(法人税法の一部改正)

第十四条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表消防団員等公務災害補償

等共済基金の項中「消防団員等公務災害補償等共済基金法」を「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第十五条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二消防団員等公務災害補償等共済基金の項中「消防団員等公務災害補償等共済基金法」を「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三中十三の項を削り、十四の項を十三の項とし、十五の項を十四の項とし、十五の二の項を十五の項とする。

(消費税法の一部改正)

第十七条 消費税法(昭和六十三年法律第八号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表消防団員等公務災害補償等共済基金の項中「消防団員等公務災害補償等共済基金法」を「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律」に改める。

理由

消防団員等公務災害補償等共済基金について、その経営の活性化及び効率化に資するため、役員の選任、財務等についての政府の関与を縮小する等の所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。





平成八年六月二十日印刷

平成八年六月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局